

銀年

銀座でわかる年屋

# 情報(第35号)



平成30年10月30日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階

銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com>

# 老齢厚生年金の支給停止



## 1 全世代型社会保障改革

安倍首相は本年 10 月 5 日、未来投資会議で「全世代型社会保障」への改革に向け、企業に雇用継続を義務付けている年齢を現在の 65 歳から 70 歳まで引き上げる方向で具体策を検討するよう指示。全世代型社会保障の実現を「最大のチャレンジ」と強調し、生涯現役社会の実現に向け、意欲ある高齢者に働く場を準備する旨を述べたと報道されています。

## 2 在職中の老齢厚生年金

さて、老齢基礎年金の受給要件を充たしている方は、65 歳から老齢厚生年金が受給できます。また、例えば、昭 32. 4. 2～昭 34. 4. 1 生まれの男性では、63 歳から、昭和 33. 4. 2～昭 35. 4. 1 に生まれの女性では 61 歳から特別支給の老齢厚生年金を受給できます。

65 歳未満、65 歳以上のどちらでも、厚生年金保険の被保険者(在職中)の方については、給料・賞与(標準報酬)と年金との合計額に応じて年金の支給が一部又は全額停止される場合があります。

## 3 60 歳以降も在職中であること

在職中ならば、特別支給の老齢厚生年金又は老齢厚生年金は、全額支給、一部停止、全額停止のいずれかとなるところ、「いくら」までなら「全額受給」できるのかという結論ありきの相談が多いといえます。当法人では、まず制度の考え方や仕組みをご理解いただくことを前提にお応えしています。

60 歳以降も働きたい方は多く、人手不足が深刻となる中で、元気な方は引き続き活躍していただきたいところです。長い老後を健康に過ごすことが大切で、働くことはその途に繋がること、厚生年金保険料・健康保険料が半額負担で、厚生年金保険の被保険者期間増によって将来の老齢厚生年金額がアップ、医療保障があり、給与所得があるので老齢基礎年金等の受給繰下げを選択すれば年金額の増額となること、65 歳未満で被扶養配偶者が 60 歳未満ならば第 3 号被保険者の資格があること、そして、何より勤務は大きな社会貢献といえます。

## 4 老齢厚生年金の支給・支給停止の考え方

老齢年金は、在職中は支給されないとの時代もありました。引退したときの保障であることが伝統的な解釈なのです。故に、給与と年金の丸取りはできない発想が根底にあり、調整が図られています。

できるだけ働くことを応援するため、働けば働くほど老齢厚生年金の受給額が減っても受給する老齢厚生年金額と給与との「合計額」は増えていくよう配慮し、給与が 2 伸びても年金の支給停止は 1 にとどまる計算式となっています。

働いていただければ、年金財政面からは、保険料も入りますし、年金支給額も抑制され、企業、受給者・政府の三方よしというわけです。

## 5 65 歳未満の具体例(加給年金額がないとする)

それでは、計算例をご紹介します。まず、基本月額として、特別支給の老齢厚生年金の月額を算出します。年金額が 96 万円とすれば基本月額は 8 万円。

次に、総報酬月額相当額を算出します。その月の標準報酬月額 (28 万円) + (その月以前 1 年間の標準賞与額の合計、60 万円)  $\div$  12 = 5 万円) とすれば 33 万円となります。

### (1) 65 歳未満の計算その 1

①基本月額と②総報酬月額相当額との合計額が 28 万円以下であるときは、年金は全額受給でき、これを超えると一部停止又は全額停止となります。

計算式は  $=$  ①  $-$  [(② + ①  $-$  28 万円)  $\div$  2] = 15,000 円 (受給月額)

### (2) 65 歳未満の計算その 2

上記の賞与が 84 万円 (月額 7 万円) であるときは、

計算式は  $=$  ①  $-$  [(② + ①  $-$  28 万円)  $\div$  2] = 5,000 円 (受給月額)

(2)では、賃金 (総報酬月額相当額) は 2 万円伸び、年金停止額は 1 万円減です。

総合評価 : (1) 33 万円 + 15 千円 = 345 千円 < (2) 35 万円 + 5 千円 = 355 千円

## 6 65 歳以上の具体例(加給年金額がないとする)

65 歳になると在職中であっても老齢基礎年金額を受給できます。

更に、老齢厚生年金額の停止限度額も大幅に緩和されます。①基本月額と②総報酬月額相当額との合計額が 46 万円以下であるときは、年金は全額受給でき、これを超えると一部停止又は全額停止となります。従って、前項(1)(2)の事例では、どちらも全額受給となります。

### (1) 65 歳以上の計算その 1

①が 8 万円、標準報酬月額 34 万円、賞与が年間 72 万円 (月額平均 6 万円) とすると、②は 40 万円となります。

計算式は  $=$  ①  $-$  [(② + ①  $-$  46 万円)  $\div$  2] = 70,000 円 (受給月額)

### (2) 65 歳以上の計算その 2

上記の賞与が 96 万円 (平均 8 万円) であるときは、

計算式は  $=$  ①  $-$  [(② + ①  $-$  46 万円)  $\div$  2] = 60,000 円 (受給月額)

(2)では、賃金 (総報酬月額相当額) が 2 万円伸び、年金停止額は 1 万円減です。

総合評価 : (1) 40 万円 + 7 万円 = 47 万円 < (2) 42 万円 + 6 万円 = 48 万円

人生観は様々ながら、経験を活かして元気で活躍することは素晴らしい!!

当法人では、年金研修会開催や企業型確定拠出型年金の導入案内を承っております。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp